

卸電話等サービス契約約款の廃止

(令和6年12月25日企営第155500000528号)

実施 令和7年1月1日
西日本電信電話株式会社

卸電話等サービス契約約款(平成16年西企営第135号)は廃止します。

附 則

(実施期日)

第1条 この約款は、令和7年1月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この約款実施前に、旧約款の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、この約款実施の日において、なお従前のとおりとします。